

普通社債の社債権者の皆様への Q&A

【再生手続に至った背景】

Q1: どうして再生手続に至ったのか?

A1: 平成 29 年 6 月 26 日付の「民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」をご覧ください。

【社債の現在の権利関係】

Q2: 現在社債はどういう状況なのか?

A2: 民事再生手続開始の申立てに伴い、各社債要項の規定に従い、期限の利益を喪失しております。平成 29 年 6 月 26 日付の「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」をご覧ください。

Q3: 社債の元本の支払いや利払いはしてもらえるのか?

A3: 社債の元利金は、再生計画の定めに従ってのみ弁済が可能であり、任意にお支払いすることはできません。

再生計画については、今後、定められたスケジュールに従って作成いたします。

Q4: 全額支払ってもらえるのか?

A4: 社債権者様に、いくらお支払いできるかは、再生計画案により定めることとなりますが、現時点では社債の最終的な取り扱いは確定しておりません。再生計画については、今後、定められたスケジュールに従って作成いたします。

Q5: いつ支払ってもらえるのか?

A5: 社債権者様に、いつお支払いできるかは、再生計画案により定めることとなりますが、現時点では社債の最終的な取り扱いは確定しておりません。再生計画については、今後、定められたスケジュールに従って作成いたします。

Q6: 証券保管振替機構での扱いは継続されるのか?

A6: 社債の元本部分につきましては取扱を継続していただきます。ただし、利息分及び遅延損害金の譲渡につきましては、従来とは異なり、買主との譲渡に関する合意のほか、当社に対して譲渡人から民法 467 条に基づく債権譲渡通知をしていただく必要がございます。

詳しくは証券口座の開設先の証券会社にお問い合わせ下さい。

Q7: 社債の譲渡方法についてなにか変わるところはあるか?

A7: 元本部分については、従前通り、証券保管振替機構のシステムを利用した譲渡が可能です。しかし、利息分及び遅延損害金の譲渡につきましては、従来とは異なり、買主との譲渡に関する合意のほか、当社に対して譲渡人から民法 467 条に基づく債権譲渡通知をしていただく必要がございます。

詳しくは証券口座の開設先の証券会社にお問い合わせ下さい。

【社債権者集会について】

Q8: 社債権者集会の開催予定はあるか？

A8: 社債権者集会を開催する予定はありません。

【今後の手続きについて】

Q9: 今後、どういう手続きになるのか？

A9: **【民事再生手続全体の手続きについて】**

民事再生手続自体の流れにつきましては、平成 29 年 7 月 4 日付の「民事再生手続に関する Q&A」をご覧ください。

【社債に関する手続きについて】

平成 29 年 6 月 28 日付の「普通社債の社債権者の皆様に対する情報提供のお願い」をご覧ください。社債権者様のご連絡先をご通知ください。ご連絡先宛に、順次、再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等をお送りし、各社債権者の皆様から債権届出書といった債権届出に必要な書類を受け付けております。債権届出の方法等につきましては、今後当社ホームページにてご案内差し上げます。

Q10: 社債を譲渡予定/取得予定だが、情報提供する必要はあるか？

A10: (譲渡予定の場合)

譲渡により、当該社債に関して民事再生手続における債権届出を行わないということであれば、情報提供は不要です。

(取得予定の場合)

取得した社債について、民事再生手続における債権届出を行う場合、連絡先についての情報提供を頂く必要があります。なお、その後、当社より順次、再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等をお送りし、社債権者の皆様には債権届出書の提出を行って頂く必要がありますが、全ての手続を債権届出期間内に完了頂く必要がございますので、スケジュールには十分ご注意ください。

Q11: 今回送付する必要がある書類は連絡先通知書のみでよいのか？

A11: 今回の当社に対する情報提供は、債権届出そのものではなく、今後、債権届出に必要な書類を送付させていただいたための送付先の確認を目的とするものですので、連絡先通知書のみで構いません。

連絡先を通知頂いた社債権者様には、順次、再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等をお送りさせていただきます。

Q12: 連絡先通知書さえだせば、他に手続として必要なものはないのか？

A12: 今回通知いただいたご連絡先に、再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等を送付させていただきます。債権届出には、これらの書類にご記入して送付していただく必要がございます。債権届出の方法等につきましては、今後当社ホームページにてご案内差し上げます。

Q13: 債権届出をするとき、証拠書類としてはどのようなものを提出して届出を行う必要があるか？

A13: 社債・株式等の振替に関する法律第 277 条に基づく書面（以下「277 条書面」）等が必要となります。必要となる 277 条書面の日付など必要な証拠につきましては、今後当社ホームページにてご案内差し上げます。

Q14: 277 条書面というのはどうやって取得するのか？

A14: 詳しくは証券口座の開設先の証券会社にお問い合わせ下さい。

Q15: 手続をしなかったらどうなるの？

A15: 今回情報提供いただけないと、再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等、債権届出のための必要書類が送付できません。債権届出をしていただかなかった場合、当社による債権届出に関する認否を行うことができず、民事再生手続に参加する機会を喪失する可能性もございます。

Q16: 今回の連絡先通知書の期限はいつまでか？

A16: 連絡先通知書のご提供自体の期限は特段定めてはおりません。

ただし、社債権者様が民事再生手続に参加するためには、債権届出書等の債権届出に必要な書類を、平成 29 年 8 月 25 日必着でご送付頂く必要があります。今回お願いしている連絡先のご提供は、当社による再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等の債権届出に必要な書類の送付先の確認を目的としておりますので、上記スケジュールをご勘案の上、連絡先通知書につきましては速やかなご提出をお願い申し上げます。

以上